

番号	決定の内容等
1	部分公開 公開請求の対象となる行政文書の名称 1. 平成 30 年度以降に教育委員会名義で発出した「決定期間延長通知書」(様式第 7 号)の全て。 3. 上記 1. 及び 2. に関して、各通知書を発出するにあたっての意思決定がどのようになされたのかわかる文書。(決裁文書が対象文書) 公開しないことと決定した部分 1. 平成 30 年度以降に教育委員会名義で発出した「決定期間延長通知書」(様式第 7 号)の決裁文書の一部(法人等又は個人の名称) 公開しない理由 公開することにより法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや個人の権利利益を害するおそれがあるため、大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号により一部非公開とするもの。 担当室・課(所)等 教育庁教育振興室支援教育課企画調整グループ
2	部分公開 公開請求の対象となる行政文書の名称 ・決定期間延長通知書 ・決定期間延長通知書に係る決裁文書 公開しないことと決定した部分 決定期間延長通知書及び決裁文書の一部(法人等又は個人の名称、住所及び連絡先) 公開しない理由 大阪府情報公開条例第 8 条第 1 項第 1 号又は第 9 条第 1 号に該当する。 本件行政文書の非公開部分を公開することにより法人等の正当な利益を害すると認められる。また、非公開部分は特定の個人が識別されるプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 担当室・課(所)等 教育庁施設財務課学校支援・助成グループ 備 考 本決定は請求内容「1.」及び「3. のうち、1. の内容に関するもの」にかかるものです。 不存在非公開 公開請求に係る行政文書を管理していない理由 本件公開請求に係る行政文書を作成していないため。 担当室・課(所)等 教育庁施設財務課学校支援・助成グループ 備 考 本決定は請求内容「2.」及び「3. のうち、2. の内容に関するもの」にかかるものです。
3	部分公開 公開請求の対象となる行政文書の名称 ・決定期間延長通知書 ・管理用紙(起案文書) 公開しないことと決定した部分 個人の氏名 公開しない理由 大阪府情報公開条例第 9 条第 1 号に該当する。 本件非公開部分には、個人の氏名が記録されており、これらは特定の個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

	担当室・課(所)等 教育庁学校総務サービス課非常勤・旅費グループ 備 考 本件決定は、請求１．３．に関するもの。
4	部分公開 公開請求の対象となる行政文書の名称 ①令和２年１０月１３日付け教小中第２４７９号の起案文書、決定期間延長通知書 ②令和２年１１月３０日付け教小中第２８７８号の起案文書、決定期間延長通知書 ③令和２年１２月１６日付け教小中第３０００号の起案文書、決定期間延長通知書 ④令和３年３月２９日付け教小中第３９０６号の起案文書、決定期間延長通知書 ⑤令和３年１０月２７日付け教小中第２７２０号の起案文書、決定期間延長通知書 ⑥令和４年３月１１日付け教小中第３７９９号の起案文書、決定期間延長通知書 公開しないことと決定した部分 ①～⑥名宛人氏名 ①～④「行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等」欄中法人名称 公開しない理由 (名宛人氏名) 大阪府情報公開条例第９条第１号に該当する。本件行政文書の非公開部分には、請求者の氏名が記載されており、特定の個人が識別される情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。 (法人名称) 大阪府情報公開条例第８条第１項第１号に該当する。本件行政文書の非公開部分には、請求者以外の法人名称が記載されており、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。 担当室・課(所)等 教育庁市町村教育室小中学校課進路支援グループ
5	部分公開 公開請求の対象となる行政文書の名称 ・決定期間延長通知書 69 件 ・公開決定等の期限の特例通知書 7 件 ・それらに係る決裁文書 公開しないことと決定した部分 公開することと決定した文書中に記載されている ①個人情報に関する部分 (審査会補足：宛名、施行先(氏名)、個人名、個人情報、事件番号関係) ②事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる部分 (審査会補足：法人名) ③企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある部分 (審査会補足：法人情報) 公開しない理由 ①大阪府情報公開条例第９条第１号に該当する。 特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもののため。 ②大阪府情報公開条例第８条第１項第１号に該当する。 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもののため。

③大阪府情報公開条例第8条第1項第4号に該当する。

府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもののため。

担当室・課(所)等

教育庁教育振興室高等学校課学校経営支援グループ・学事グループ・教務グループ・生徒指導グループ